

CONTENTS

- ◆第102回定時株主総会招集ご通知
- ◆株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
- ◆事業報告
- ◆連結計算書類
- ◆連結監査報告書
- ◆計算書類
- ◆監査報告書



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8061/>



第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
アーバンネット大手町ビル21F
LEVEL XXI 東京會館 スタールーム

SSC

西華産業株式会社
SEIKA CORPORATION

証券コード：8061

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
西華産業株式会社
代表取締役社長 櫻井昭彦

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、株主総会前の6月17日（火曜日）に有価証券報告書を開示予定ですので、あわせてご覧ください。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第102回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://seika.com/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権の行使についてのご案内」に沿って2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番2号
アーバンネット大手町ビル21F LEVEL XXI 東京會舘 スタールーム
3. 株主總會の目的事項

- 報告事項**
- ①第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - ②第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

-
- ◎株主總會ご出席者へのお土産の配布はしていません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

「第102回定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時30分までに到着



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)
にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時30分まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

2025年6月24日(火曜日)
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォンまたはタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



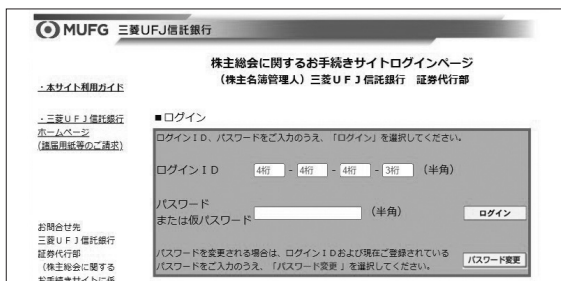
「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

- 3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
(1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとしており、安定的な配当をすることを基本方針としております。

営業・財務両面にわたる効率的な業務運営により、経営基盤の強化を図るとともに、新しい事業の開発などの資金需要に柔軟に対応しながら、総還元性向45%を目途に配当することとしております。

このような配当方針のもと、当期末の配当金につきましては、通期の業績、財務状況等を踏まえ、株主の皆様への利益還元を総合的に勘案した結果、1株につき130円とさせていただきます。存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金90円を含め、1株につき220円となります。

<期末配当に関する事項>

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金130円

総額 1,571,966,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を2名増員し、社外取締役4名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任 櫻井 昭彦	代表取締役 社長執行役員 取締役会議長 報酬審査委員会委員
2	再任 川名 康正	取締役 専務執行役員（企画管掌）
3	再任 増田 博久	取締役 常務執行役員（管理管掌） 報酬審査委員会委員
4	再任 高橋 紀行	取締役 常務執行役員（営業管掌） 営業本部長
5	再任 社外 独立 宮田 清巳	社外取締役 指名審査委員会委員長 報酬審査委員会委員
6	再任 社外 独立 各務 眞規	社外取締役 報酬審査委員会委員長 指名審査委員会委員
7	新任 社外 独立 野口 眞有美	—
8	新任 社外 独立 小杉 祥代	—

候補者番号

1

再任



さくら い あき ひこ
櫻 井 昭 彦

生年月日 1959年1月10日

所有する当社株式の数 24,124株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年 2月 当社入社
2005年 4月 当社大阪営業第二本部 機械第二部長
2009年 4月 西暁貿易（上海）有限公司董事長
2011年 4月 当社経営企画本部 企画部長 兼 アジア開発部長
2013年 4月 当社執行役員 東京営業第一本部長
2014年 4月 当社執行役員 営業統括本部副本部長
産業機械事業所管
2014年 6月 当社取締役 上席執行役員 営業統括本部副本部長
産業機械事業所管
2015年 4月 当社取締役 常務執行役員 営業統括本部長
兼 産業機械事業所管
2016年 4月 当社取締役 常務執行役員 営業統括本部長
2018年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現職）

■取締役候補者とした理由

櫻井昭彦氏は、2018年4月から代表取締役社長として経営に当たっており、折々発生する難事案に対しても挑戦心を持ちつつ冷静・的確に判断・行動し、会社を適正に導いてきたと捉えております。2022年度起点の長期成長戦略や2023年度公表の中期経営計画に手応えを感じるものの、企業価値向上の持続に不可欠の事業ポートフォリオや人的資本に係る諸施策は道半ばであり、引き続き取締役として責務を果たすべく、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任



かわ な やす まさ
川 名 康 正

生年月日 1960年9月29日

所有する当社株式の数 11,715株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年 4月 当社入社
2010年 4月 当社経営企画室 企画部長 兼 内部監査室長代理
兼 関係会社統括室長代理
2011年 4月 当社大阪営業第二本部 名古屋支店長
2013年 4月 日本ダイヤバルブ(株) 取締役副社長(出向)
2013年 7月 日本ダイヤバルブ(株) 代表取締役社長(出向)
2015年 4月 当社執行役員
日本ダイヤバルブ(株) 代表取締役社長(出向)
2016年 4月 当社上席執行役員
日本ダイヤバルブ(株) 代表取締役社長(出向)
2017年 4月 当社上席執行役員
関係会社戦略本部長 兼 関係会社統括部長
2017年 6月 当社取締役 上席執行役員
関係会社戦略本部長 兼 関係会社統括部長
2019年 4月 当社取締役 常務執行役員
関係会社戦略本部長
2020年10月 当社取締役 常務執行役員
関係会社戦略本部長 兼 事業戦略部長
2020年11月 当社取締役 常務執行役員
関係会社戦略本部長
2021年10月 当社取締役 常務執行役員
経営企画本部長 兼 関係会社戦略本部長
2022年 4月 当社取締役 専務執行役員 (企画管掌) (現職)

■取締役候補者とした理由

川名康正氏は、2017年6月から取締役として当社の経営の一翼を担っております。業務執行面ではグループ戦略や経営企画に関する管掌役員や各本部長に加え当社連結子会社の社長なども歴任しており、その幅広い経験と高い識見を基にグローバルかつグループ全体を俯瞰した戦略的な思考ができ、組織開発力や人材育成力にも優れ、当社の変革と成長を導くことができる人材であると判断し、継続して取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任



ます だ ひろ ひさ
増 田 博 久

生年月日 1961年3月28日

所有する当社株式の数 10,879株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2008年 4月 当社九州営業本部 長崎支店長
2013年 4月 当社経営企画本部 企画部長 兼 内部監査室長代理
2014年 4月 当社営業統括本部 本部長代理
化学・エネルギー事業所管
2015年 4月 当社執行役員 営業統括本部 本部長代理
化学・エネルギー事業所管
2016年 4月 当社執行役員 グローバル事業本部長
兼 海外事業部長
2017年 4月 当社執行役員
日本ダイヤバルブ(株) 代表取締役社長(出向)
2019年 4月 当社上席執行役員
日本ダイヤバルブ(株) 代表取締役社長(出向)
2022年 4月 当社常務執行役員(営業管掌) 営業本部長
2022年 6月 当社取締役 常務執行役員(営業管掌)
営業本部長
2024年 4月 当社取締役 常務執行役員(管理管掌)(現職)

■取締役候補者とした理由

増田博久氏は、2022年6月から取締役として当社の経営の一翼を担っております。業務執行の観点では、当社での営業本部長や管理管掌役員の歴任のみならず、2022年3月末までは当社連結子会社である日本ダイヤバルブ社長として堅実な成果を牽引してきた実績を持ち、組織開発や人材育成の面を含め、十分な経営能力を備え、当社の企業価値向上と持続的な発展に貢献できるものと判断し、継続して取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

再任



たか はし のり ゆき
高 橋 紀 行

生年月日 1961年2月7日
所有する当社株式の数 6,081株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2011年 4月 当社営業統括本部 業務部長 兼 上海事務所長
2012年 4月 当社営業統括本部 業務部長
2013年 4月 当社営業統括本部 事業推進部長
兼 西擘貿易（上海）有限公司 董事長
2014年 4月 当社経営企画本部 本部長代理 兼 事業開発部長
兼 西擘貿易（上海）有限公司 董事長
2015年 4月 当社執行役員 経営企画本部 本部長代理
兼 西擘貿易（上海）有限公司 董事長
2016年 4月 当社執行役員 営業統括本部 本部長代理
兼 化学・エネルギー事業所管
兼 西擘貿易（上海）有限公司 董事長
2018年 4月 当社執行役員 敷島機器(株) 取締役副社長(出向)
2019年 4月 当社執行役員 敷島機器(株) 代表取締役社長(出向)
2021年 4月 当社上席執行役員 敷島機器(株) 代表取締役社長(出向)
2022年 4月 当社上席執行役員 営業本部 副本部長
(エネルギー分野担当)
2024年 4月 当社常務執行役員 (営業管掌) 営業本部長
2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 (営業管掌) 営業本部長
(現職)

■取締役候補者とした理由

高橋紀行氏は、2024年6月に取締役に就任し当社の経営の一翼を担っております。業務執行に関しては、直近は営業本部長として当社グループの営業部門全体を統率し、また2022年3月末までは当社連結子会社である敷島機器の社長として経営に携わり同社の体質改善等に成果をあげたことが示すように、優れた構想力と統率力を有しており、当社の企業価値向上に貢献できるものと判断され、継続して取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

再任

社外

独立



みや た きよ み
宮 田 清 巳

生年月日 1947年3月14日

所有する当社株式の数 2,516株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年 4月 ホソカワミクロン(株)入社
1998年12月 同社 取締役
2003年12月 同社 副社長
2008年12月 同社 代表取締役社長
2009年 2月 一般社団法人 日本産業機械工業会 監事
2012年 6月 公益財団法人 ホソカワ粉体工学振興財団 副理事長
2014年10月 ホソカワミクロン(株) 会長
2017年12月 同社 常任顧問
2019年 1月 同社 顧問 (非常勤)
2020年 6月 当社社外取締役 (現職)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割

宮田清巳氏は、2020年6月より当社社外取締役として独立の立場から経営を監視・監督するとともに、指名審査委員会の委員長ほか諮問機関でも積極的に活動し適切に責務を果たしております。ホソカワミクロン(株)の代表取締役社長をはじめ要職を歴任されその豊富な経験に基づく高い視座・広い視野を持ち、社内取締役とは別の視点からの助言・監督機能を期待できることから、継続して社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

再任

社外

独立



かがみ まさのり
各務 眞規

生年月日 1952年1月6日

所有する当社株式の数 740株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 1月 日本輸送機(株)入社
(現 三菱ロジスネクスト(株))
- 2010年 6月 同社 取締役 執行役員
ニチュMHIフォークリフト(株) 代表取締役社長
北関東ニチュ(株) 取締役 (現職)
- 2013年 4月 ニチュ三菱フォークリフト(株)
(現 三菱ロジスネクスト(株))
取締役 上席執行役員
- 2015年 6月 同社 取締役 常務執行役員
- 2017年10月 三菱ロジスネクスト(株)
取締役 副社長執行役員
- 2020年 6月 同社 取締役会長 取締役会議長
- 2021年 6月 同社 シニア・エグゼクティブ・アドバイザー
一般社団法人日本産業車両協会 副会長
京都商工会議所 議員
- 2022年 6月 当社社外取締役 (現職)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割

各務眞規氏は、2022年6月より当社社外取締役として独立の立場から経営を監視・監督するとともに、報酬審査委員会の委員長ほか諮問機関でも活躍され適切に責務を果たしております。三菱ロジスネクスト(株)取締役会長をはじめ要職経験に裏付けられた実践的感覚と高い視座から、社内取締役とは異なる観点の提言等が期待でき当社経営体制強化に資すると判断されることから、継続して社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

新任

社外

独立



の ぐち ま ゆ み
野 口 真 有 美

生年月日 1968年9月3日

所有する当社株式の数 一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4月 (株)三菱銀行入行
(現 (株)三菱UFJ銀行)
- 1993年 3月 シティバンク、エヌ・エイ在日法人入社
- 1998年10月 朝日監査法人入社
(現 有限責任あずさ監査法人)
- 2008年 4月 野口公認会計士事務所 所長 (現職)
- 2014年11月 (株)Phone Appli 監査役
- 2015年 4月 独立行政法人国立公文書館 監事 (現職)
- 2018年 3月 日本フェンオール(株) 社外取締役
- 2021年 6月 (株)コンコルディア・フィナンシャルグループ
社外監査役 (現職)
- 2022年10月 (株)脱炭素化支援機構 社外監査役 (現職)
- 2024年 6月 (株)JSP 社外監査役 (現職)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割

野口真有美氏は、公認会計士として培われた専門的な知見を有するとともに、上場企業である日本フェンオール(株)における7年間に亘る社外取締役の実績(2025年3月退任)をはじめ、複数の会社・機関で社外取締役や監査役を務められており、企業経営にも相当に精通していると判断されます。そうした背景のもと、社内取締役とは異なる観点の助言・監督機能が期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

新任

社外

独立



こ すぎ さち よ
小 杉 祥 代

生年月日 1972年7月9日

所有する当社株式の数 一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
長島・大野・常松法律事務所 アソシエート
2009年4月 日本銀行決済機構局 法務主幹
2011年7月 ソフトバンクモバイル(株)勤務（現 ソフトバンク(株)）
2014年10月 日清食品ホールディングス(株) 副参事
2016年1月 東京あおい法律事務所 アソシエート
2019年7月 T & K法律事務所 カウンセル（現職）
2023年7月 (株)TOAシブル 社外取締役

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小杉祥代氏は、弁護士として金融、M&A、不動産、企業法務等の分野を中心に専門的な知見を有するだけでなく、日本銀行や一般企業での就業経験もあり企業実務への親和性も高いと評価しております。2023年6月からは株主総会の決議を経て補欠の監査等委員である取締役の立場で当社にも関与されており、法務的なバックボーンを持つ独立社外役員として透明性および公正性の確保に寄与されると判断し、社外取締役に選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮田清巳氏、各務眞規氏、野口真有美氏および小杉祥代氏は社外取締役候補者であります。
3. 宮田清巳氏および各務眞規氏は現在、当社の社外取締役であります。
4. 宮田清巳氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
5. 各務眞規氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、宮田清巳氏および各務眞規氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
7. 当社は、野口真有美氏および小杉祥代氏が社外取締役に就任した場合には、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
8. 当社は、宮田清巳氏および各務眞規氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
9. 当社は、野口真有美氏および小杉祥代氏が社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役として毛野泰孝氏を選任することをお願いするものであります。

なお、本決議は、毛野泰孝氏の就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議により選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

		略歴および重要な兼職の状況	
け 毛	の 野	やす 泰	たか 孝
生年月日	1961年2月9日	1994年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 三宅・山崎法律事務所入所
所有する当社株式の数	一株	2002年6月	三宅・山崎法律事務所 パートナー
		2014年7月	当社 社外監査役
		2016年12月	King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同 事業 パートナー（現職）
		2022年6月	当社 シニアアドバイザー

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 毛野泰孝氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 毛野泰孝氏は、弁護士として企業法務を中心とした専門的な知見と豊富な経験を有し、社内取締役とは別の視点から透明性や公正性の確保に寄与されるものと判断しております。また、2014年7月～2022年6月は当社の社外監査役を務められ、当社の業務や経営にも精通されており、正式に就任となった場合にも、直ちに期待される役割を果たしていただけると判断されることから、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。
- 同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、毛野泰孝氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。
- 毛野泰孝氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月28日開催の第99回定時株主総会において、「年額3億円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）」と決定され現在に至っております。

今般、その後の経済状況の変化や、経営環境の変化に伴い取締役（監査等委員である取締役を除く。）の責務や期待される役割が増大していること、また、経営の透明性の確保およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を増員することから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額5億円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

本議案に係る報酬額は、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の決定方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであるところ、その方針に照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役4名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2022年6月28日開催の第99回定時株主総会において、「年額5,100万円以内」と決定され現在に至っておりますが、その後の経済環境の変化や、経営環境の変化に伴い監査等委員である取締役に期待される役割が増大していることから、監査等委員である取締役の報酬額を「年額8,000万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、本議案に係る報酬の額は、監査等委員である取締役の職責および員数に照らして相当であると判断しております。

当社の現在の監査等委員である取締役は3名であり、本定時株主総会後も変更ございません。

【ご参考】取締役会の多様性

本招集ご通知記載の第2号議案を原案どおりにご承認いただいた場合、当社の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	独立性	■男性 ◆女性	当社が期待するスキル（知識・経験・能力）						
			企業経営 事業戦略	財務 会計	法務・ コンプラ イアンス	業界知見・ マーケティング	ESG・ サステナ ビリティ	国際性	
取締役 (監査等委員を除く)	櫻井 昭彦		■	●		●	●	●	●
	川名 康正		■	●	●		●	●	
	増田 博久		■	●	●	●	●		
	高橋 紀行		■	●		●	●		●
	宮田 清巳	●	■	●				●	●
	各務 眞規	●	■	●				●	●
	野口 真有美	●	◆	●	●			●	
	小杉 祥代	●	◆	●		●		●	
監査等委員である取締役	平山 龍彦		■	●		●	●		●
	白井 裕子	●	◆			●		●	
	中村 嘉彦	●	■		●				●

(注) 上記一覧表は、候補者の有するスキルをすべて表わすものではありません。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まりなどにより景気は緩やかな回復の動きが見られる一方で、資源・原材料価格の高騰や消費者物価の上昇、地政学的リスクの高止まり、各国の金融政策などに伴う経済への影響懸念など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

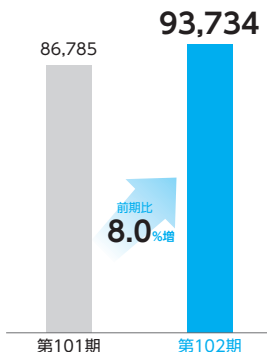
このような経済環境のもと、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、エネルギー事業における好調な業績推移や、プロダクト事業における連結子会社各社の堅調な業績推移が牽引し、売上高は前年同期比8.0%増の937億34百万円、営業利益は前年同期比16.3%増の64億87百万円、経常利益は前年同期比32.7%増の82億99百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比73.7%増の77億99百万円と何れも増加しました。

売上高

937億34百万円

前期比 8.0%増

(単位:百万円)

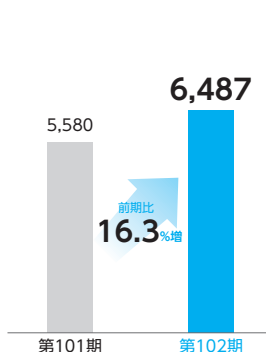


営業利益

64億87百万円

前期比 16.3%増

(単位:百万円)

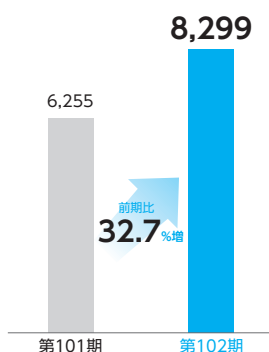


経常利益

82億99百万円

前期比 32.7%増

(単位:百万円)

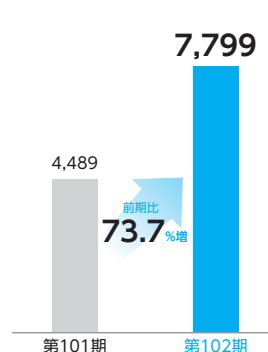


親会社株主に帰属する当期純利益

77億99百万円

前期比 73.7%増

(単位:百万円)



各セグメントの状況は、以下のとおりであります。

エネルギー事業

西日本各地区の原子力発電所向け防災・保安設備更新、火力発電所向け主要設備更新などの工事案件の受け渡しが順調に進み、また持分法適用関連会社化した株式会社TVEや日本フェンオール株式会社との営業シナジーも加わり、売上高は前年同期比18.4%増の351億58百万円、セグメント利益は前年同期比65.7%増の32億89百万円と大幅増益となりました。

産業機械事業

米国・タイの海外現地法人の業績は好調に推移したものの、ドイツ・中国の現地法人の業績が低迷し、加えて単体の受注は拡大したものの大型案件の受け渡しが少なかったことから、売上高は前年同期比10.1%減の248億18百万円、セグメント損失は3億25百万円（前年同期は1億50百万円のセグメント利益）となりました。

プロダクト事業

単体はUTドローンによるプラント設備点検商談や半導体関連商談などが拡大したことで堅調に推移し、欧州Tsurumi (Europe) GmbHグループの業績も好調に推移したことから、売上高は前年同期比14.5%増の337億57百万円、セグメント利益は前年同期比3.4%増の34億91百万円となりました。

なお、当社グループの海外売上高は、前年同期比4.6%減の160億69百万円となり、当社グループ全体の売上高に占める割合が17.1%となりました。

当社グループのセグメント別受注高および売上高の状況は、次のとおりであります。

期 別 セグメント別	前 期 (第101期)				当 期 (第102期)			
	受 注 高		売 上 高		受 注 高		売 上 高	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
エネルギー事業	34,342	37.5	29,701	34.2	35,927	34.8	35,158	37.5
産業機械事業	25,959	28.3	27,604	31.8	33,518	32.5	24,818	26.5
プロダクト事業	31,283	34.2	29,478	34.0	33,789	32.7	33,757	36.0
合 計	91,585	100.0	86,785	100.0	103,235	100.0	93,734	100.0

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金によって賄っており、増資あるいは社債の発行による資金調達は行っておりません。

また、当社は所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、このほかにアンコミットメントの当座借越枠として総額111億円を設定しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、中期経営計画において『環境』をテーマとして掲げており、地球と調和したサステナブルなエネルギーの創出と産業活動を支援するとともに、それを成長ドライバーとして当社自身の持続的成長と企業価値向上に繋げることを最大のミッションとしております。

中期経営計画に基づき事業を進めるなか、三菱重工業の原子力事業の代理店となったことなどにより基礎収益力が向上し、加えて連結子会社各社の業績が好調に推移したことから、前期および当期において中期経営計画の最終年度の目標数値を達成致しました。

それに伴い、長期経営ビジョンならびに中期経営計画における売上高、営業利益、経常利益の最終年度目標を上方修正すると共に、以下の追加戦略を策定し、更なる企業価値の向上に向け取り組んでおります。

① 事業戦略

各事業セグメントの特性を踏まえた戦略を設定し、事業環境の分析や成長性のモニタリングを効果的に行う体制を整え、中長期的視点での事業最適化を推進することで収益力を向上させる

i 成長領域での事業拡大

既存事業の補完的M&Aの加速

ii 低成長・低収益事業の構造改革断行

必要な経営リソースを機動的に投入し、収益性を改善

iii グループ会社の耐性強化

資本収益性向上への意識を常に持ち、経営の革新、戦略的な資源配分、リスクマネジメント、適確な情報開示を行う

② 経営戦略

「資本コストや株価を意識した経営の実現」に向け、投下資本の効率運用を行う

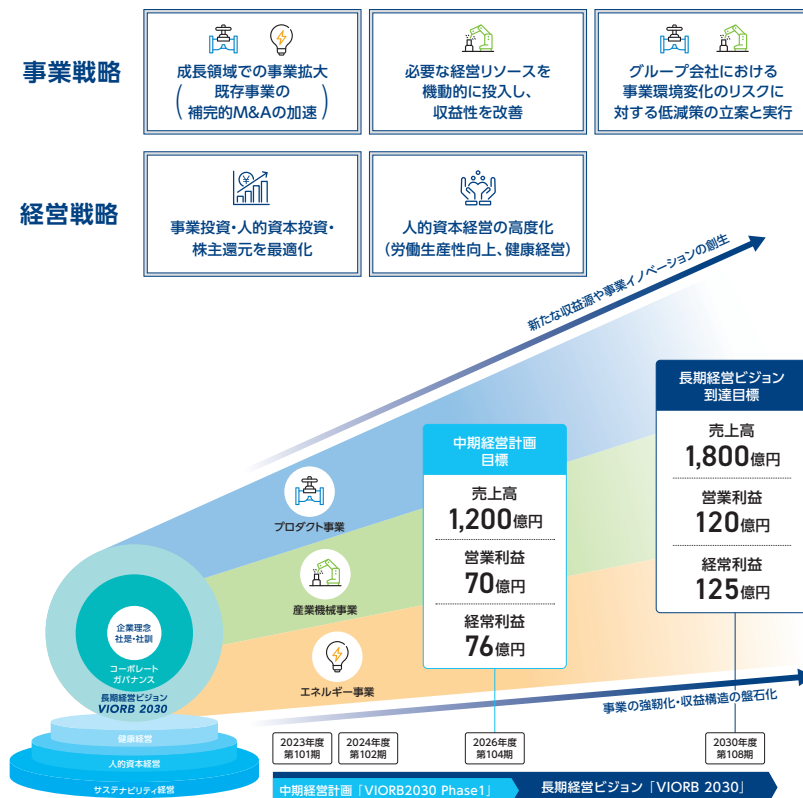
iv キャッシュアロケーションの検証

事業投資・人的資本投資・株主還元の最適化を図る

v 人事戦略の高度化

多様な人材の採用、健康経営の実現、人材の育成を計画的に実行する

中長期的な当社の成長戦略と、長期経営ビジョンおよび中期経営計画の修正目標数値は、以下のモデル図の通りです。



また当社グループは、様々な社会課題と当社事業との関連性や影響度合を分析し、優先的に取り組むべき4つの「マテリアリティテーマ」と12の重要課題を特定致しました。マテリアリティを経営戦略やサステナビリティ委員会の施策と連携させることで、事業活動を通じこれらの課題解決を目指しています。

「事業を通じた社会課題解決」


1. 次世代へつなぐ地球環境への貢献
2. 産業の持続的成長への貢献

「持続的成長のための経営基盤強化」

3. ステークホルダーとの共存・共栄
4. 透明性の高いガバナンスの実践

サステナビリティ委員会の傘下組織である各部会がテーマごとに管掌し、課題解決に向けた具体的な取り組みやその成果を測るKPIを設定し、その進捗をサステナビリティ委員会に報告します。サステナビリティ委員会は部会への方針指示とモニタリングを行い、パーパスやサステナビリティ経営を確実に実践する体制を整えています。

図表：マテリアリティおよびサステナビリティ体制図

サステナビリティ委員会			
モニタリング ↓ ↑ 報告			
マテリアリティテーマ	重要課題	2023年度 取り組み実績	2024年度以降の取り組み(目指す姿)
1 次世代へつなぐ地球環境への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギーの拡大 火力発電の脱炭素化 TCFD提言に沿った対応 	<ul style="list-style-type: none"> 三菱原子カビジネスの取り組み開始 軽量太陽光パネルの日本向け販売準備 小水力発電設備の販売 CDPスコアの初回取得(C) GHG排出量のグループ算定 (Scope1,2) 	<ul style="list-style-type: none"> 三菱原子カビジネスの安定運営 既設火力への脱炭素化提案と具体化(アンモニア、水素、バイオマス) TCFD提言への賛同表明およびTCFDコンソーシアム参画 太陽光パネルならびに小水力発電設備、販売普及によるCO₂排出削減への取り組み KPI:2024年度 同設備導入による発電量 4,000kw 年間発電量換算 14,000MW, CO₂削減量 約-9,000t (2024年度未達) CDPスコアの向上 KPI:B-以上(継続取組中)
2 産業の持続的成長への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ・省人化の推進 DX化の推進 水産資源の持続性への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 高度マテリアルリサイクル研究会への加入 ペーパーレス本格導入に向けた準備の推進 松浦鷹島藻場造成協議会設立 	<ul style="list-style-type: none"> UTドローンを活用したスマート保全の推進を継続 マテリアルリサイクルビジネスの推進および、有機性ごみ由来のプラ代替材料等新素材の販売ならびに情報発信 長崎県松浦市鷹島沖での藻場造成作業の取り組み DXによる業務効率化、高度化の推進による収益機会の創出 KPI:OA紙購入によるCO₂排出量を2023年度比10%減 (2024年度達成)
3 ステークホルダーとの共存・共栄 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員のエンゲージメント向上 ダイバーシティの推進 地域社会との共生 	<ul style="list-style-type: none"> 新人事制度の試行運用(評価制度) 海外籍社員、キャリアリターン等多様な採用 各種ボランティア、地域共生活動への参加、災害義援金等 	<ul style="list-style-type: none"> 新人事制度の評価適正化 人材育成研修プログラムの体系構築 各種ボランティア、地域共生活動の状況を検証し2024年度の活動内容を決定 創業の地である北九州市へ企業版ふるさと納税を通じた寄付を実施 KPI:女性社員向け育成プロジェクト参加者を増加させていく (2024年度6名参加)
4 透明性の高いガバナンスの実践 	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンスの強化 コンプライアンス体制の拡充 データセキュリティの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 営業上のリスク管理関連規定の改定・整備 取締役会の実効性評価の実施 情報セキュリティ関連規定の改定・整備 	<ul style="list-style-type: none"> BCP対策の強化(拠点間の緊急時通信手段の確保、災害備蓄品の期限管理システム検討) 日本格付研究所による信用格付「A(長期発行体格付)」取得 コンプライアンス強化に向けた体制整備や啓蒙活動(法令遵守の徹底・倫理観の更なる醸成を踏まえたマニュアル改定) 情報セキュリティガバナンスの強化と、社員のセキュリティ意識向上の推進 パートナーシップ構築宣言の枠組み参加 KPI:重大なコンプライアンス違反件数ゼロ(継続取組中) KPI:セキュリティ研修受講率100%(2024年度達成)



【ご参考】 政策保有株式の保有および縮減の状況

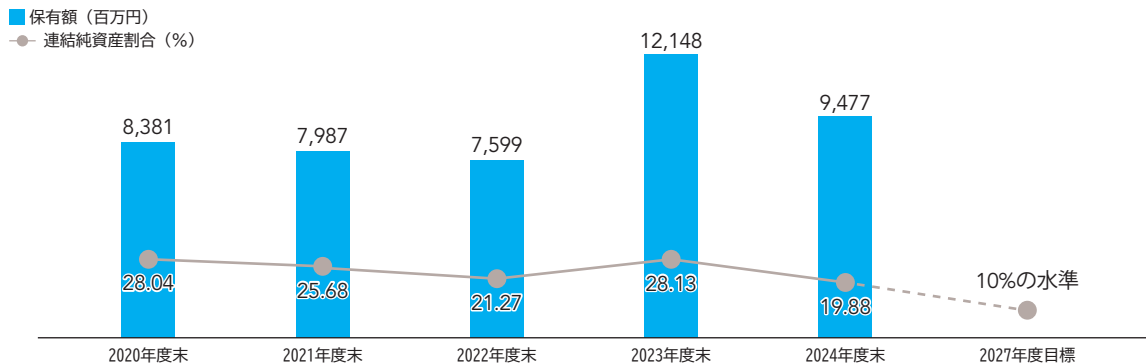
当社は、取引関係の維持・強化のために必要と判断する企業の株式を保有しております。

保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していくことを基本方針とし、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、検証の結果を有価証券報告書に開示しております。

資本効率の向上を目的として、2023年2月10日の取締役会決議に基づき売却を進めた結果、当事業年度末時点で連結純資産に対する政策保有株式の割合は19.88%となっております。

また、2025年1月16日開催の取締役会にて、2027年度末までに同割合について10%の水準を目指すことを決議し、2025年度におきましても11銘柄の売却を予定しております。

なお、政策保有株式の縮減を通じて取得した資金は、成長投資等に活用いたします。



(5) 財産および損益の状況の推移

当社グループの営業成績および財産の状況の推移は、次のとおりであります。

項目別	期別	第99期 (2021年度)	第100期 (2022年度)	第101期 (2023年度)	第102期(当期) (2024年度)
売上高	(百万円)	85,307	93,311	86,785	93,734
営業利益	(百万円)	3,824	4,636	5,580	6,487
経常利益	(百万円)	3,879	6,286	6,255	8,299
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,246	5,001	4,489	7,799
1株当たり当期純利益	(円)	186.85	415.79	372.46	649.67
純資産	(百万円)	31,101	35,736	43,180	47,667
1株当たり純資産	(円)	2,516.57	2,907.20	3,507.42	3,921.14
総資産	(百万円)	104,865	79,990	118,543	129,533

(注) 第102期より1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算定において、「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数および期末発行済株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有 (又は被所有) 割合	主要な事業内容
日本ダイヤバルブ(株)	96百万円	100%	工業用バルブの製造販売
西華デジタルイメージ(株)	95百万円	100	最先端計測機器およびソフトウェアの 販売
敷島機器(株)	96百万円	100	船舶、内燃機関、漁撈機械、 発電装置等の販売および施工
セイカダイヤエンジン(株)	96百万円	100	国内船舶用エンジンの販売・サービス事 業および関連商品の販売
(株)田中造船	10百万円	100 (100)	FRP船舶の製造・修理・販売・保守・管 理、船用機器の修理・販売
Seika Sangyo GmbH	1,533千ユーロ	100	自動車産業向け圧造機、車載関係ロボット および表面実装関連等の産業用機器の販 売
Tsurumi (Europe) GmbH	550千ユーロ	95	水中ポンプの販売
Tsurumi France S.A.S.	375千ユーロ	95 (95)	水中ポンプおよび排水処理等の環境関連 機器販売並びにレンタル事業
HYDREUTES, S.A.U.	60千ユーロ	95 (95)	水中ポンプおよび排水処理等の環境関連 機器販売
MMPumps nv	158千ユーロ	95 (95)	水中ポンプの販売およびレンタル事業
Tsurumi UK Limited	100ポンド	76 (76)	Tsurumi Pumps UK Limitedの持株会 社
Tsurumi Pumps UK Limited	50千ポンド	76 (76)	水中ポンプの販売
SEIKA MACHINERY, INC.	1,000千米ドル	100	エレクトロニクス基板実装関連機器を主 とする産業用機器の販売
西擘貿易(上海)有限公司	47,744千人民元	100	産業用機械および合成繊維製造用原料の 販売
天津泰雅閥門有限公司	16,175千人民元	100 (100)	工業用バルブの製造販売
SC Group Asia Co., Ltd.	2,000千タイバーツ	49	Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd.の 持株会社
Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd.	20,500千タイバーツ	73.88 (25.10)	産業機械、電気設備および関連資材等の 販売並びに同製品のアフターサービス 業務

会社名	資本金	議決権の所有 (又は被所有) 割合	主要な事業内容
NDV (Thailand) Co., Ltd.	20,000千タイバツ	86.68% (86.68)	工業用バルブの製造販売
SEIKA SANGYO (VIETNAM) COMPANY LIMITED	62,532百ベトナムドン	100	産業機械、電子・通信機器および関連資材等の販売並びに同製品のアフターサービス業務
台湾西華産業股份有限公司	30,000千台湾ドル	100	各種プラントおよび機械装置、環境保全設備、化学原料の販売および輸出入

(注) ① 議決権の所有割合の()内の数字は、間接所有割合であります。

② 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ (株)田中造船については、当社連結子会社であるセイカダイヤエンジン(株)が、同社の株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より連結子会社としております。

④ SC Group Asia Co., Ltd.については、新たに設立したため、当連結会計年度より連結子会社としております。また、議決権の所有割合は50%以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

なお、SC Group Asia Co., Ltd.はSeika Sangyo(Thailand)Co.,Ltd.の資本再編に伴い設立したものであるため、Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd.および同社が出資しているNDV (Thailand) Co., Ltd.の議決権所有割合について各々変更しております。

⑤ 台湾西華産業股份有限公司については、営業開始により重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、エネルギー、産業機械、プロダクトの各事業をセグメント分けし、それぞれの分野でニーズのある主要設備、付帯する関連設備、環境設備を中心に販売、保守、サービス等に係る事業を国内外にわたって展開しております。

各セグメントの分類と主な取扱製品及びサービスは次のとおりであります。

セグメント	主な取扱製品及びサービス
エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・火力・原子力・水力・バイオマス等の事業用発電設備の販売・保守 ・石油・化学・製鉄等の基幹産業向け自家発電設備の販売・保守 ・環境保全・セキュリティ等の発電所周辺設備の販売・保守
産業機械事業	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な産業の工場の省エネ、省人化、DX化等、生産効率向上や環境負荷低減に貢献する設備・製品の販売とアフターメンテナンス
プロダクト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッチトップな最先端計測機器類の販売 ・エレクトロニクス業界向け表面実装設備、基板等原材料の販売 ・水中ポンプ、漁船用エンジン、バルブ等の競争力や独自性の高い製品の販売

(8) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本 社：東京都千代田区
支 社：大阪市
支 店：名古屋市、広島市、福岡市ほか国内外主要都市
- ② 子会社の主要な事業所
日本ダイヤバルブ(株) (東京都品川区)
西華デジタルイメージ(株) (東京都文京区)
敷島機器(株) (北海道札幌市)
セイカダイヤエンジン(株) (東京都新宿区)
(株)田中造船 (長崎県松浦市)
Seika Sangyo GmbH (ドイツ)
Tsurumi (Europe) GmbH (ドイツ)
Tsurumi France S.A.S. (フランス)
HYDREUTES, S.A.U. (スペイン)
MMPumps nv (ベルギー)
Tsurumi UK Limited (イギリス)
Tsurumi Pumps UK Limited (イギリス)
SEIKA MACHINERY, INC. (米国)
西擘貿易(上海)有限公司(中国)
天津泰雅閥門有限公司(中国)
SC Group Asia Co., Ltd. (タイ)
Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd. (タイ)
NDV (Thailand) Co., Ltd. (タイ)
SEIKA SANGYO (VIETNAM) COMPANY LIMITED (ベトナム)
台湾西華産業股份有限公司(台湾)

(9) 従業員の状況

部 門 区 分	従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)
エネルギー事業	161	(増) 9
産業機械事業	167	(増) 4
プロダクト事業	609	(増) 38
全社(共通)	140	(減) 14
合 計	1,077	(増) 37

- (注) ① 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- ② 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものを記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,705,800株
- (2) 発行済株式総数 12,092,050株 (自己株式 228,600株を除く)
- (3) 株 主 数 13,047名 (前期末比 2,603名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	1,494	12.36
光 通 信 (株)	891	7.37
(株) U H P a r t n e r s 2	789	6.53
三 菱 重 工 業 (株)	413	3.42
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 信 託 口	400	3.31
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	370	3.06
(株) 鶴 見 製 作 所	267	2.21
太 平 電 業 (株)	234	1.94
(株) タ ク マ	206	1.70
日 機 装 (株)	158	1.31

- (注) ① 千株未満は切り捨てて表示しております。
② 当社は、自己株式 228,600株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、当該自己株式には「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が保有する株式56,700株を含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社取締役の新株予約権の保有状況

名称 (取締役会決議日)	行使期間	保有 状況	目的となる 株式の種類 および数(株)	発行価額 (円)	行使時の 払込金額
第1回新株予約権 (2016年6月24日)	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	734個 4名	普通株式 14,680	1個当たり 22,420	1株当たり 1円
第2回新株予約権 (2017年6月27日)	2017年7月15日から 2047年7月14日まで	514個 4名	普通株式 10,280	1個当たり 38,420	1株当たり 1円
第3回新株予約権 (2018年6月26日)	2018年7月14日から 2048年7月13日まで	451個 4名	普通株式 9,020	1個当たり 42,000	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (2019年6月25日)	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	1,062個 4名	普通株式 21,240	1個当たり 24,180	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (2020年6月24日)	2020年7月23日から 2050年7月22日まで	1,058個 4名	普通株式 21,160	1個当たり 21,880	1株当たり 1円
第6回新株予約権 (2021年6月24日)	2021年7月17日から 2051年7月16日まで	712個 4名	普通株式 14,240	1個当たり 30,820	1株当たり 1円
第7回新株予約権 (2022年6月28日)	2022年7月16日から 2052年7月15日まで	1,016個 4名	普通株式 20,320	1個当たり 29,140	1株当たり 1円
第8回新株予約権 (2023年6月27日)	2023年7月15日から 2053年7月14日まで	768個 4名	普通株式 15,360	1個当たり 34,820	1株当たり 1円

- (注) ① 新株予約権は、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして発行されたものです。
- ② 新株予約権の権利行使の条件は、行使期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものです。

(2) 当事業年度中に取締役でない当社執行役員に交付した新株予約権の状況

特記すべき事項はありません。

当社は、2017年10月1日をもって、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しており、「目的となる株式の数」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	櫻 井 昭 彦	社長執行役員 取締役会議長 報酬審査委員会委員
取 締 役	川 名 康 正	専務執行役員 (企画管掌)
取 締 役	増 田 博 久	常務執行役員 (管理管掌) 報酬審査委員会委員
取 締 役	高 橋 紀 行	常務執行役員 (営業管掌) 営業本部長
社 外 取 締 役	宮 田 清 巳	指名審査委員会委員長 報酬審査委員会委員
社 外 取 締 役	各 務 眞 規	報酬審査委員会委員長 指名審査委員会委員 北関東二チユ(株)社外取締役
取 締 役 員 監 査 等 委 員	平 山 龍 彦	監査等委員会委員長
社 外 取 締 役 員 監 査 等 委 員	白 井 裕 子	指名審査委員会委員 アネスト岩田(株)社外取締役
社 外 取 締 役 員 監 査 等 委 員	中 村 嘉 彦	報酬審査委員会委員 公認会計士中村嘉彦会計事務所 三菱自動車工業(株)社外取締役

- (注) ① 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、平山龍彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- ② 社外取締役監査等委員白井裕子氏は弁護士の資格を有しております。
- ③ 社外取締役監査等委員中村嘉彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ④ 社外取締役宮田清巳氏、各務眞規氏、白井裕子氏および中村嘉彦氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員および監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の執行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員、重要な使用人等および記名子会社の役員であり、被保険者は保険料を負担していません。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、社内規定に基づき基本報酬（固定報酬）が決められているほか、短期的な業績に連動した賞与（社外取締役を除く）および中長期的な業績に連動した株式報酬（社外取締役を除く）となっております。

賞与については、グループ企業としての収益拡大を意識した経営を行うため、外形標準課税額を考慮する前の連結営業利益および連結税金等調整前当期純利益に、中期経営計画における経営数値目標のうち連結営業利益の達成状況に応じた算定率と役職毎の係数を掛け、算出しております。

株式報酬については、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるために、中期経営計画における経営数値目標のうち連結ROEおよび中期経営計画で掲げた項目の達成状況のほか、当社の時価総額に応じた業績連動係数と役職毎の株式報酬額を掛け、算出しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は上記決定方針の下、取締役会で議論を重ね決議された規定に基づき、株主総会で決議された上限金額の範囲内で支払われております。

このため当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は公正性・客観性・透明性と説明責任を強化するために、取締役会の下に任意の報酬審査委員会を設置しており、報酬審査委員会の委員の過半数は、独立役員（社外取締役）で構成されております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は、報酬審査委員会の答申を受けたうえで取締役会にて決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会の決議において「年額3億円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）」となっており、当該決定に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。ただし、「年額3億円以内」の算出の前提となる取締役の員数は、当社定款に定める11名以内であります。

株式報酬については、2024年6月26日開催の株主総会で連続する4事業年度を対象として「240百万円以内、160,000株以内」（1事業年度あたり「60百万円以内、40,000株」以内）にて付与するものとしております。当該決定に係る取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は4名であります。4事業年度を対象として「240百万円以内、160,000株以内」の算出の前提となる取締役の員数は、当社定款に定める11名以内から社外取締役を除いた員数であります。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会の決議において「年額5,100万円以内」となっており、当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は3名であり、「年額5,100万円以内」の算出の前提となる監査等委員である取締役の員数は、当社定款に定める4名以内であります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数 (人)
		固定報酬	業績連動型賞与	業績連動型株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	338 (16)	141 (16)	159 (一)	38 (一)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36 (16)	36 (16)	—	—	4 (2)

(注) ① 業績連動報酬等として取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に賞与を支給しております。グループ企業としての収益拡大を意識した経営を行うため、外形標準課税額を考慮する前の連結営業利益および連結税金等調整前当期純利益に、中期経営計画における経営数値目標のうち連結営業利益（株式報酬を除く）の達成状況に応じた算定率と役職毎の係数を掛け、算出しております。中期経営計画における当事業年度の連結営業利益の目標額は5,400百万円であり、実績値は6,556百万円でありました。（達成率121.42%）

また、当事業年度の外形標準課税額を考慮する前の連結税金等調整前当期純利益の実績は11,325百万円でありました。

② 2024年6月26日開催の第101回定時株主総会にて取締役（監査等委員である取締役および社外取締役ならびに国内非居住者を除く）に対して役員報酬BIP信託の仕組みを用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

③ 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬（非金銭報酬）には、業績連動型株式報酬に係る費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取 締 役	各 務 眞 規	北関東二チコ(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	白 井 裕 子	アネスト岩田(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	中 村 嘉 彦	公認会計士中村嘉彦会計事務所 三菱自動車工業(株)社外取締役

(注) 取締役 (監査等委員) 中村嘉彦氏の重要な兼職先である三菱自動車工業(株)と当社の間には営業上の取引関係があります。

その他の取締役および各取締役 (監査等委員) の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	宮 田 清 巳	<p>当期開催の取締役会すべてに出席し、経営者としての豊富な経験と識見に基づき、経営全般から営業的課題までの確かな見解表明と有用な意見提示をするなど、企業価値向上に資する活動を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役賞与の査定および役員報酬制度の検討に対して意見または提言を行う報酬審査委員会の委員並びに代表取締役および取締役候補者の選定プロセスと評価内容の審査を行い、その結果を取締役に答申する指名審査委員会の委員長を務めております。当期において指名審査委員会は5回、報酬審査委員会は5回開催され、そのすべてに出席しております。</p>
取 締 役	各 務 眞 規	<p>当期開催の取締役会すべてに出席し、経営者としての豊富な経験と識見に基づき、経営全般から営業的課題までの確かな見解表明と有用な意見提示をするなど、企業価値向上に資する活動を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役賞与の査定および役員報酬制度の検討に対して意見または提言を行う報酬審査委員会の委員長並びに代表取締役および取締役候補者の選定プロセスと評価内容の審査を行い、その結果を取締役に答申する指名審査委員会の委員を務めております。当期において指名審査委員会は5回、報酬審査委員会は5回開催され、そのすべてに出席しております。</p>

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）	白 井 裕 子	<p>当期開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地のみならず、社会一般を俯瞰する客観的視点から提言するなど、取締役会の意思決定の透明性、公正性を確保するための活動を行っております。</p> <p>なお、同氏は代表取締役および取締役候補者の選定プロセスと評価内容の審査を行い、その結果を取締役に答申する指名審査委員会の委員を務めております。</p> <p>当期において指名審査委員会は5回開催され、そのすべてに出席しております。</p>
取締役（監査等委員）	中 村 嘉 彦	<p>当期開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、監査等委員として取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、大手監査法人におけるグローバル企業の監査経験をふまえ、当社海外子会社の内部統制の整備に関するアドバイスも行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役賞与の査定および役員報酬制度の検討に対して意見または提言を行う報酬審査委員会の委員を務めております。</p> <p>当期において報酬審査委員会は5回開催され、そのすべてに出席しております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明光監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) ① 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査内容、職務遂行状況および監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ② 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、株式売出しに伴うコンフォートレター作成業務等を委託しております。

(5) 当社の会計監査人以外の監査法人等による子会社の計算書類の監査の状況

会 社 名	監査法人等の名称
Seika Sangyo GmbH	PricewaterhouseCoopers
Tsurumi (Europe) GmbH	PricewaterhouseCoopers
Tsurumi France S.A.S.	PricewaterhouseCoopers
HYDREUTES, S.A.U.	Etl Spain Audit Services, S.L.
MMPumps nv	HLB Dodemont-Van Impe & Co BV CVBA
Tsurumi UK Limited	Kreston Reeves LLP
Tsurumi Pumps UK Limited	Kreston Reeves LLP
SEIKA MACHINERY, INC.	Century CPA & Co.
西擘貿易（上海）有限公司	立信會計師事務所有限公司
Seika Sangyo (Thailand) Co.,Ltd.	Professional Auditing Service Co.,Ltd.
SEIKA SANGYO (VIETNAM) COMPANY LIMITED	Crowe Vietnam Co., Ltd.
台湾西華産業股份有限公司	PricewaterhouseCoopers

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合または、会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は社是である「社業の発展を通じ社会に貢献する」のもと、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を整備し、2024年12月6日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりとなっております。

(1) 取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンスに関する体制

- ・取締役、執行役員および使用人の行動規範である「コンプライアンスマニュアル」および関連する規定を制定し、社長をはじめとする取締役・執行役員が率先垂範するとともに、社長直轄のコンプライアンス室を設けて使用人への周知と理解の向上を図る。
- ・社長直轄の輸出管理委員会を設置し、「輸出管理規定」を定め、安全保障輸出管理を適切に実施する。
- ・取締役・執行役員および使用人のコンプライアンス違反行為を早期に発見するために、内部通報体制を構築する。また、「内部通報制度規定」を定め、適切に運用し、報告者に対し不利な取扱いを行わないことを確保する。

②内部監査に関する体制

- ・社長直轄の内部監査室を設置し、「内部統制監査規定」を定め、当社グループに係る内部統制の適正な整備および運用状況の監査を実施する。

③反社会的勢力の排除

- ・反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持たないことを「コンプライアンスマニュアル」に定め、接触を受けた場合には弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。

④財務報告の適正性を確保するための体制

- ・「財務報告の基本方針」を定め、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- ・「税務に関する方針」を定め、税務関連法令を遵守し納税義務を適正に履行するための体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①情報の保存・管理体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、「取締役会規定」、「経営会議規定」および「文書管理規定」に基づき、文書または電磁的記録媒体で記録し、適切に保存および管理し、取締役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①職務権限の制定

- ・「取締役会規定」、「経営会議規定」および「営業上の諸伺いに関する規定」等を定め、取締役、執行役員および使用人の職務の遂行に必要な権限を明確にし、その職務の執行に伴うリスクを適切に管理する。

②部門別によるリスク管理体制

- ・「機構職制表」を定め、各部門の職務と責任に応じてリスク管理が行える体制を構築する。

③情報セキュリティ体制

- ・当社グループが取り扱う情報の機密性・完全性・可用性を確保するため、「情報セキュリティの基本方針」を定め、情報セキュリティの有効性が担保・維持される体制を構築する。

④全社的なリスク管理体制

- ・全社的なリスクおよび全社に及ぶ可能性のある個別のリスクについては、経営会議において、その対策および対応後の評価等の統括管理を行う。

⑤監査、モニタリング体制

- ・社長直轄の内部監査室は、全社的または個別のリスクの管理体制について、監査、モニタリングを通じて、改善のための助言・提言を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会

- ・「取締役会規定」に基づき、定例取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催する。

②経営会議

- ・意思決定の迅速化を図るため、取締役会にて定められた事項の審議および決定を行う機関として「経営会議」を設置し、原則として毎月2回以上開催する。

③執行役員制度

- ・執行役員制度を採用し、取締役の業務執行権限の執行役員への委譲を進めることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行い、効率的な経営を推進する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、各子会社の責任と権限を定めた「関係会社支援運営規定」を定め、グループ運営の円滑化および事業推進を図る。
 - ・当社は、「関係会社支援運営規定」に基づき、各子会社の責任者に業務執行に係る重要事項の報告を求める。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ・子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境等を踏まえたリスク管理体制の構築を求める。
 - ③子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社コーポレート部門および営業本部の各部は、それぞれの分掌に応じ協働して、子会社の取締役による会社運営を支援する。また、子会社の取締役の業務執行に関しては、当社が決定権限を留保する範囲を規定により定める。
 - ④子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・各子会社において、各国の法令等に基づき、コンプライアンス体制を整備し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
 - ・当社より取締役または監査役を派遣して監督するとともに、問題が発生した場合には、状況が迅速かつ適切に当社へ報告される体制を構築する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性および監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①補助使用人とその独立性
 - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を配置するものとし、その使用人は監査等委員会の指示に従うものとする。
 - ②補助使用人の人事
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - ③補助すべき取締役
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(7) 監査等委員会への報告体制、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①報告体制

- ・取締役・執行役員、使用人および各子会社の責任者が、当社グループに重大な損失を与える事項、コンプライアンス違反または不正を発見した場合、監査等委員会へ報告する体制を確保する。

②監査費用

- ・監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続や債務の処理を行うことができるものとする。

③その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員が、取締役会等重要会議へ出席し、経営の意思決定の過程および取締役の業務執行状況を把握できるよう体制を整備する。
- ・監査等委員は、必要に応じて、重要事項等に関する文書の閲覧並びに取締役・執行役員および使用人からの説明を求めることができる。
- ・監査等委員が、社長および社外取締役との定期的な意見交換を行えるよう、また会計監査人および内部監査室からの監査報告を定期的に受けられるよう、実効的な監査体制の確保および強化に努める。
- ・監査等委員会は、その職務の補助のため内部監査部門に監査業務事項を指示できるものとし、その指示に関しては、監査等委員以外の取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ・当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会へ報告される体制を確保する。

(8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①報告者が不利な取扱いを受けないための体制

- ・当社は、当社グループの取締役・執行役員および使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを規定し、その旨を周知徹底する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの当期における整備・運用状況は以下のとおりであり、当社の取締役会が実効性のある体制の整備および監督に努めております。

なお、子会社については、関係会社支援運営規定に基づき、各社の重要な事項を当社に対して事前伺い出または報告させることで業務の適正を確保する体制を確立しております。

①コンプライアンスに関する運用状況

当社のコンプライアンス室は、当社グループに所属する個人や組織のコンプライアンス意識の向上のため、教育を中心に啓蒙活動を行いました。当社グループのコンプライアンスに係る運用状況については、当社の内部監査室が適宜監査し、改善点があれば指導いたしました。加えて、当社の輸出管理委員会は、法令等に基づく輸出案件の事前審査や当社各営業部門に対し社内教育および監査を行うことで、適切に安全保障輸出管理を実施いたしました。

また、当社グループの内部通報体制については、社内通報窓口に加え、社外通報窓口を経営陣から独立した外部の法律事務所に設置し独立性を確保する体制を整備し、適切に運用されております。

②取締役・執行役員の職務の執行状況

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名（うち監査等委員である取締役3名）で構成され、当期は14回開催され、重要事項の決定および取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行いました。具体的討議内容として、業績連動型株式報酬制度導入の決議、日本フェンオール株式会社の株式追加取得の決議、台湾西華産業の資本金増額（追加出資）の決議、株式売出しの決議、「子会社に関する配当の方針」の協議および決議、東京産業株式会社の株式取得の協議および決議、等がありましたが、何れも丁寧かつ率直な議論を重ねたうえで採決がなされており、取締役会は適正に運営され、備えるべき機能は有効に働いていると捉えております。

取締役会の諮問機関である「指名審査委員会」および「報酬審査委員会」は、それぞれ、代表取締役および取締役候補者の選定プロセスおよび評価内容、執行役員の選任とそのうち役付執行役員の選定に関する評価内容、役員報酬に関わる制度見直しや査定等の諮問事項等について評価や審議を行い、その結果を取締役に答申しました。

また、取締役会の実効性評価の結果を踏まえ、取締役会の実効性をさらに高めるために「取締役集中討議会」を開催し、経営戦略の方向性について継続して議論を深めました。

更に、取締役および執行役員の中から取締役会で指名された者で構成する経営会議は22回開催され、主に当社グループの成長戦略他の議論を進め、経営の推進に寄与いたしました。

③グループ会社の統括および業務推進状況

当社の事業統括部が中心となって国内外関係会社の統括および業務を推進いたしました。また、関係会社支援運営規定に基づき、子会社に対して経営成績および財政状態を当社へ定期的に報告させると共に、子会社の重要事項については、当社に事前伺い出させ、審議・承認のうえで実施させました。

④内部統制監査に関する運用状況

グループにおける子会社の管理・監督が重要になってきていることから、当社の内部監査室が当社全場所および国内外の重要な子会社の内部監査を実施いたしました。

当期は、労働環境と営業管理に関するコンプライアンスおよび社内ルールの遵守状況を重点的に監査いたしました。

その監査結果を内部監査室長が取り纏め、社長及び監査等委員会に対し報告し、社長が当社の取締役会へ報告の上、取締役会が内部統制の有効性について審議いたしました。

⑤監査等委員会の職務の執行状況

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役2名及び社内取締役1名にて構成され、法令、定款、監査等委員会規定および監査等委員会監査等基準に従い、監査等委員会で決議した監査方針、監査計画、監査方法および役割分担に基づき、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、重要事項等に関する文書の閲覧、当社および重要な子会社に対しての業務監査、会計監査人および内部監査部門からの定期的な報告受領と意見交換、代表取締役および社外取締役との定期的な面談並びに文書による取締役職務執行確認を通じて、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

また、監査等委員会は、原則毎月2回開催しており、監査等に関する重要な事項の報告、協議、決議等を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	129,533	(負債の部)	81,865
流動資産	105,833	流動負債	77,119
現金及び預金	16,829	支払手形及び買掛金	55,287
受取手形、売掛金及び契約資産	58,664	短期借入金	11
リース投資資産	32	リース債務	47
有価証券	100	未払金	1,473
商品及び製品	11,470	未払法人税等	2,270
仕掛品	458	前受金	15,861
原材料及び貯蔵品	1,942	賞与引当金	1,158
前渡金	15,533	役員賞与引当金	159
その他	981	その他	850
貸倒引当金	△179	固定負債	4,746
固定資産	23,699	長期借入金	21
有形固定資産	4,994	リース債務	121
建物及び構築物	1,245	退職給付に係る負債	2,572
機械装置及び運搬具	275	役員退職慰労引当金	45
工具、器具及び備品	524	株式給付引当金	69
賃貸用資産	681	繰延税金負債	1,447
リース資産	158	その他	469
土地	2,108		
建設仮勘定	0	(純資産の部)	47,667
無形固定資産	423	株主資本	39,793
のれん	63	資本金	6,728
施設利用権	116	資本剰余金	2,097
ソフトウェア	219	利益剰余金	31,613
その他	23	自己株式	△645
投資その他の資産	18,282	その他の包括利益累計額	7,192
投資有価証券	16,922	その他有価証券評価差額金	5,221
長期貸付金	30	為替換算調整勘定	1,918
繰延税金資産	674	退職給付に係る調整累計額	52
その他	692	新株予約権	225
貸倒引当金	△38	非支配株主持分	455
資産合計	129,533	負債及び純資産合計	129,533

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	93,734
売上原価	68,473
売上総利益	25,261
販売費及び一般管理費	18,774
営業利益	6,487
営業外収益	
受取利息及び配当金	311
有価証券売却益	2
持分法による投資利益	1,366
為替差益	30
その他	148
営業外費用	
支払利息	6
その他	40
経常利益	8,299
特別利益	
投資有価証券売却益	2,781
税金等調整前当期純利益	11,081
法人税、住民税及び事業税	3,290
法人税等調整額	△96
当期純利益	7,887
非支配株主に帰属する当期純利益	88
親会社株主に帰属する当期純利益	7,799

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	百万円 6,728	百万円 2,040	百万円 25,992	百万円 △415	百万円 34,345
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,175		△2,175
連結子会社株式の取得による持分の増減		13			13
資本移動に伴う持分の変動		29			29
連結範囲の変動			△0		△0
親会社株主に帰属する当期純利益			7,799		7,799
自己株式の取得				△257	△257
自己株式の処分		13			13
新株予約権の行使			△2	27	24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	57	5,621	△230	5,447
2025年3月31日残高	6,728	2,097	31,613	△645	39,793

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2024年4月1日残高	百万円 6,509	百万円 1,370	百万円 38	百万円 7,918	百万円 250	百万円 666	百万円 43,180
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,175
連結子会社株式の取得による持分の増減							13
資本移動に伴う持分の変動							29
連結範囲の変動							△0
親会社株主に帰属する当期純利益							7,799
自己株式の取得							△257
自己株式の処分							13
新株予約権の行使							24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,288	548	14	△725	△24	△210	△960
連結会計年度中の変動額合計	△1,288	548	14	△725	△24	△210	4,486
2025年3月31日残高	5,221	1,918	52	7,192	225	455	47,667

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

1) 連結子会社の数

20社

連結子会社の名称

日本ダイヤバルブ(株)

西華デジタルイメージ(株)

敷島機器(株)

セイカダイヤエンジン(株)

(株)田中造船

Seika Sangyo GmbH

Tsurumi (Europe) GmbH

Tsurumi France S.A.S.

HYDREUTES, S.A.U.

MMPumps nv

Tsurumi UK Limited

Tsurumi Pumps UK Limited

SEIKA MACHINERY, INC.

西擘貿易(上海)有限公司

天津泰雅閥門有限公司

SC Group Asia Co., Ltd.

Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd.

NDV (Thailand) Co., Ltd.

SEIKA SANGYO (VIETNAM) COMPANY LIMITED

台湾西華産業股份有限公司

株式会社田中造船については、当社連結子会社であるセイカダイヤエンジン株式会社が、同社の株式を取得したことにより、連結子会社に該当することとなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

SC Group Asia Co., Ltd.については、新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

台湾西華産業股份有限公司については、営業開始により重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

- 2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- 1) 持分法を適用した非連結子会社の数 0社
該当事項はありません。

- 2) 持分法を適用した関連会社の数 5社
会社名 エステック(株)、(株)テンフィートライト、名南共同エネルギー(株)、(株)TVE、
日本フェンオール(株)

なお、日本フェンオール(株)については、同社の株式を追加取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

- 3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社

会社名 日本エゼクターエンジニアリング(株)ほか

持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、いずれも連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないものであるため、持分法の適用範囲から除外しております。

- 4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

1) 連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
敷島機器(株)	12月31日
セイカダイヤエンジン(株)	12月31日
(株)田中造船	12月31日
Seika Sangyo GmbH	12月31日
Tsurumi (Europe) GmbH	12月31日
Tsurumi France S.A.S.	12月31日
HYDREUTES, S.A.U.	12月31日
MMPumps nv	12月31日
Tsurumi UK Limited	12月31日
Tsurumi Pumps UK Limited	12月31日
SEIKA MACHINERY, INC.	12月31日
西擘貿易(上海)有限公司	12月31日
天津泰雅閩門有限公司	12月31日
SC Group Asia Co., Ltd.	12月31日
Seika Sangyo (Thailand) Co., Ltd.	12月31日
NDV (Thailand) Co., Ltd.	12月31日
SEIKA SANGYO (VIETNAM) COMPANY LIMITED	12月31日
台湾西華産業股份有限公司	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため当該連結子会社の計算書類を使用しております。

2) 連結子会社との間の取引で決算日が異なることから生ずる重要な不一致については必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法

なお、売却原価は移動平均法により算定しております。

ロ. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

八. その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

ただし、在外連結子会社は主として個別法による低価法を、国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、賃貸用資産のうち、賃貸借契約（賃貸料均等収入）に基づくものおよび1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに一部の連結子会社は、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与および取締役でない執行役員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、取締役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金

取締役および取締役でない執行役員への当社株式等の支給に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

4) のれんの償却方法および償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 収益および費用の計上基準

イ. 主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点

当社グループは、エネルギー、産業機械、プロダクト分野の機械設備およびそれらの関連機器並びにこれらに附帯する製品の販売、保守、サービス等に係る事業を国内外にわたって営んでおります。

これらの事業のうち、製品の販売につきましては、顧客との契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、顧客との契約に基づき製品の引渡時点で製品の支配が顧客に移転すると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、サービス等の役務提供取引につきましては、顧客との契約に基づき履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

また、当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートおよび返品等を控除した金額で測定しております。

ロ. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付にそなえるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、翌連結会計年度に一括費用処理することとし、過去勤務費用はその発生年度に一括費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、一部の連結子会社は、簡便法を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更は遡及適用されており、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 674百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	53百万円
建物及び構築物	31百万円
合計	85百万円

(上記に対応する債務)

短期借入金	7百万円
長期借入金	12百万円
支払保証等	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,771百万円

(3) 偶発債務

当社はある取引先から設備の性能未達を理由に契約解除に係る原状回復費用として479百万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中であります。当社の正当性が全面的に受け容れられるよう、主張してまいります。

なお、現時点で将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発債務に係る引当金は計上しておりません。

5. 連結損益計算書に関する注記

持分法による投資利益

日本フェンオール株式会社の株式を追加取得し、当社の持分法適用関連会社としたことに伴って発生した負ののれん相当額955百万円を持分法による投資利益に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 12,320,650株

(2) 剰余金の配当に関する事項

1) 配当金支払額

① 2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,086百万円
1株当たり配当額	90円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

② 2024年11月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,088百万円
1株当たり配当額	90円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月9日

(注) 2024年11月12日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月24日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,571百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	130円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月25日

(注) 2025年6月24日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

- (3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類および数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 154,900株 |
|------|----------|

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を遂行するために必要な資金について、主に銀行借入れによる間接金融によって調達を行っております。

なお、デリバティブ取引は、実需に基づく外貨建債権債務に係る為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を適宜に把握し、取引先ごとに期日および残高を管理することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、外貨建の営業債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式および投資信託であり、取引先との関係強化目的、資本安定化目的および売買目的で保有しており、市場価格の変動リスクに晒されているものがありますが、これらについては、常時時価の把握を行っております。

借入金は、事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであります。

当社は、適時にグループ全体の資金状況の把握に努め、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクに備えております。また、コミットメントラインおよび当座貸越枠の設定等により安定的に資金調達を行うための手段を確保しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」および「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券 (注1)	15,308	12,811	△2,497
(2) 長期借入金	21	21	0
(3) デリバティブ取引 (注2)	△21	△21	-

(注1) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

なお、市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額1,620百万円）および出資金（同22百万円）、並びに連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資(同73百万円)については、上記の「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注2) デリバティブ取引は、為替予約等の予定取引であり、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目についてはマイナス表示としております。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1)有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託の時価は基準価格を用いて評価しておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

(2)長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県上尾市およびその他の地域において、賃貸用の土地および建物等を有しております。当連結会計年度における賃貸損益は19百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 573百万円

時価 390百万円

なお、連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であり、当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,921円14銭

(2) 1株当たり当期純利益 649円67銭

(注) 1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定において、「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数および期中平均株式数は当該株式を自己株式に含めて算出しております。（当連結会計年度末株式数56千株、当連結会計年度期中平均株式数35千株）

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	エネルギー 事業	産業機械 事業	プロダクト 事業	合 計
顧客との契約から生じる収益	35,158	24,818	33,757	93,734
外部顧客への売上高	35,158	24,818	33,757	93,734

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ② 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	53,475	58,664
契約資産	—	—
契約負債	20,942	16,028

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上、「受取手形、売掛金及び契約資産」に計上しております。

契約負債は、主に製品の引渡前又はサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、「前受金」、流動負債の「その他」の一部に計上しております。

なお、当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、19,911百万円であります。

11. その他の注記

(1) 連結計算書類の記載金額

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 期末日の満期手形の会計処理

連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、決算日の異なる一部の連結子会社の事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が残高に含まれております。

受取手形 116百万円

支払手形 156百万円

(3) 株式報酬制度「役員向け株式交付信託」の導入

当社では、2024年6月26日開催の第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役ならびに国内非居住者を除く。）を対象とした新たな株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、取締役の退任時であります。

② 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は234百万円、株式数は56,700株であります。

(4) 法人税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.60%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産が3百万円、繰延税金負債が31百万円、法人税等調整額が23百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が52百万円減少しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

西華産業株式会社
取締役会御中

明光監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 中村憲夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白須徹郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西華産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西華産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	104,073	(負債の部)	75,374
流動資産	84,797	流動負債	72,072
現金及び預金	9,215	支払手形	2,855
受取手形	1,375	買掛金	48,050
売掛金	52,494	短期借入金	2,921
リース投資資産	32	リース債	29
有価証券	100	未払金	424
商前渡の他	5,751	未払法人税等	1,736
貸倒引当金	15,236	前受金	14,868
	612	賞与引当金	766
	△21	役員賞与引当金	159
固定資産	19,276	その他の	261
有形固定資産	1,098	固定負債	3,302
建物	182	リース債	63
工具、器具及び備品	165	退職給付引当金	1,917
賃貸用資産	573	株式給付引当金	69
リース資産	83	繰延税金負債	1,222
土地	78	その他の	29
その他の	15	(純資産の部)	28,698
無形固定資産	213	株主資本	23,480
施設利用権	116	資本金	6,728
ソフトウェア	84	資本剰余金	2,096
その他の	12	資本準備金	2,096
投資その他の資産	17,963	利益剰余金	15,262
投資有価証券	9,598	その他利益剰余金	15,262
関係会社株式	7,521	別途積立金	6,600
関係会社出資金	444	繰越利益剰余金	8,662
長期貸付金	20	自己株式	△607
その他の	405	評価・換算差額等	4,992
貸倒引当金	△28	その他有価証券評価差額金	4,992
		新株予約権	225
資産合計	104,073	負債及び純資産合計	104,073

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	62,359
売上原価	50,522
売上総利益	11,836
販売費及び一般管理費	8,722
営業利益	3,113
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,081
為替差益	25
有価証券売却益	2
その他	94
営業外費用	
支払利息	18
その他	27
経常利益	4,272
特別利益	
投資有価証券売却益	2,780
関係会社株式売却益	33
税引前当期純利益	7,086
法人税、住民税及び事業税	2,016
法人税等調整額	△52
当期純利益	5,121

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2024年4月1日残高	百万円 6,728	百万円 2,096	百万円 2,096	百万円 6,600	百万円 5,718	百万円 12,318
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△2,175	△2,175
当期純利益					5,121	5,121
自己株式の取得						
自己株式の処分						
新株予約権の行使					△2	△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	2,943	2,943
2025年3月31日残高	6,728	2,096	2,096	6,600	8,662	15,262

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計			
2024年4月1日残高	百万円 △396	百万円 20,747	百万円 6,389	百万円 250	百万円 27,386
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,175			△2,175
当期純利益		5,121			5,121
自己株式の取得	△237	△237			△237
自己株式の処分		—			—
新株予約権の行使	27	24			24
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△1,396	△24	△1,421
事業年度中の変動額合計	△210	2,733	△1,396	△24	1,312
2025年3月31日残高	△607	23,480	4,992	225	28,698

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

1) 売買目的有価証券

時価法

なお、売却原価は移動平均法により算定しております。

2) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

3) 関係会社株式

移動平均法による原価法

4) その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、

イ. 取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っております。

ロ. 賃貸用資産のうち、賃貸借契約（賃貸料均等収入）に基づくものおよび1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法によっております。

- 2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - 3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。
 - 2) 賞与引当金
従業員賞与および取締役でない執行役員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - 3) 役員賞与引当金
取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - 4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、翌事業年度に一括費用処理することとし、過去勤務費用はその発生年度に一括費用処理することとしております。
 - 5) 株式給付引当金
取締役および取締役でない執行役員への当社株式等の支給に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 1) 控除対象外消費税等の会計処理
控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2) 収益および費用の計上方法

イ. 主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点

当社は、エネルギー、産業機械、プロダクト分野の機械設備およびそれらの関連機器並びにこれらに附帯する製品の販売、保守、サービス等に係る事業を国内外にわたって営んでおります。

これらの事業のうち、製品の販売につきましては、顧客との契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、顧客との契約に基づき製品の引渡時点で製品の支配が顧客に移転すると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、サービス等の役務提供取引につきましては、顧客との契約に基づき履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

また、当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートおよび返品等を控除した金額で測定しております。

ロ. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 1,222百万円

なお、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は1,105百万円であります。

(2) その他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	657百万円
(2) 保証債務	
関係会社の金融機関等との取引に対する保証	
西擘貿易（上海）有限公司	224百万円
西華デジタルイメージ株	30百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	2,959百万円
短期金銭債務	4,865百万円
長期金銭債務	0百万円

(4) 偶発債務

当社はある取引先から設備の性能未達を理由に契約解除に係る原状回復費用として479百万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中であります。当社の正当性が全面的に受け容れられるよう、主張してまいります。

なお、現時点で将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発債務に係る引当金は計上しておりません。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
1) 売上高	6,345百万円
2) 仕入高	5,299百万円
3) 営業取引以外の取引高	
受取配当金	827百万円
その他	449百万円

(2) 関係会社株式売却益

持分法適用会社である株式会社テンフィートライトの株式を一部売却したことに伴い発生したものであります。なお連結損益計算書においては、連結貸借対照表上の株式簿価を基礎として計算された売却益を持分法による投資利益に含めて計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式 285,300株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式を含めております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	603百万円
関係会社株式評価損	435
減損損失	125
賞与引当金	234
投資有価証券評価損	30
株式給付引当金	9
株式報酬費用	71
ゴルフ会員権評価損	58
未払事業税	94
貸倒引当金	15
その他	175
繰延税金資産小計	1,854百万円
評価性引当額	△748百万円
繰延税金資産合計	1,105百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,276百万円
未収配当金	52
繰延税金負債合計	2,328百万円
繰延税金負債の純額	1,222百万円

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	エネルギー 事業	産業機械 事業	プロダクト 事業	合計
顧客との契約から生じる収益	35,191	20,560	6,607	62,359
外部顧客への売上高	35,191	20,560	6,607	62,359

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 2) 収益および費用の計上方法」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	46,914	53,869
契約資産	—	—
契約負債	20,371	15,035

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「受取手形」および「売掛金」に計上しております。

契約負債は、主に製品の引渡前又はサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、「前受金」、流動負債の「その他」の一部に計上しております。

なお、当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは19,279百万円であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,365円78銭

(2) 1株当たり当期純利益 424円93銭

(注) 1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定において、「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数および期中平均株式数は当該株式を自己株式に含めて算出しております。（当事業年度末株式数56千株、当事業年度期中平均株式数35千株）

10. その他の注記

(1) 計算書類の記載金額

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 株式報酬制度「役員向け株式交付信託」の導入

当社では、2024年6月26日開催の第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役ならびに国内非居住者を除く。）を対象とした新たな株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、取締役の退任時であります。

② 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は234百万円、株式数は56,700株であります。

(3) 法人税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.60%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が31百万円、法人税等調整額が20百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が52百万円減少しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

西華産業株式会社
取締役会御中

明光監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 中村憲夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白須徹郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西華産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

西華産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平 山 龍 彦 ㊟

社外監査等委員 白 井 裕 子 ㊟

社外監査等委員 中 村 嘉 彦 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

■ 会場

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
アーバンネット大手町ビル21F
LEVEL XXI 東京會館 スタールーム

■ 会場までの交通

● JR：東京駅 **丸の内北口** より 徒歩5分

● 地下鉄（東京メトロ丸ノ内線／東西線／
千代田線／半蔵門線、都営三田線）：

大手町駅 **A5・B2a出口** より 徒歩1分

※会場の駐車場には限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。

ご来場の際のご注意

当ビルには、セキュリティ強化のため、エレベーターホール入口にゲートが設置されております。お越しになる際には、ICカードが必要となります。お手数ですが、**1階 西華産業株式会社 第102回 定時株主総会受付にてお受け取り**になり、ご来場ください。

